

## 焼津市シルバー人材センター会員業務就業規約

### (会員の就業条件)

第1条 公益社団法人焼津市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員（以下「会員」という。）が発注者（センターを通じて会員に業務（請負又は準委任による業務をいう。以下同じ。）を委託する者をいう。以下同じ。）の委託を受けて業務を実施する場合の就業条件は、本規約に定めるところによる。

2 本規約に定めるもののほか、会員の就業条件については、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるものとする。

### (業務の具体的な内容及び会員業務委託料)

第2条 発注者が会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）の具体的な内容及び会員業務委託料（会員業務の対価として発注者が会員に支払う金員をいう。以下同じ。）の額は、発注者とセンターとの間で別途合意により定める。

### (就業条件に係る会員の同意等)

第3条 センターは、業務実施会員（発注者からセンターを通じて委託を受けて会員業務を実施する会員をいう。以下同じ。）が会員業務に着手する前に、前条の規定により定めた内容による会員業務に係る就業条件について、業務実施会員の同意を得るものとする。

2 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間において、前条の規定により定めた内容による会員業務に係る請負契約又は準委任契約が成立する。

3 発注者とセンターは、第1項の規定による業務実施会員の同意があった後においても、前条の合意の内容を変更することができる。

4 前項の規定により合意の内容が変更されたときは、センターは業務実施会員に対して当該変更に係る就業条件を通知し、新たに業務実施会員の同意を得るものとする。

5 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間において、第2項の請負契約又は準委任契約の内容が第3項の変更の内容に従って変更されたものとする。

### (完了確認、会員業務委託料の請求、支払等)

第4条 発注者は、業務実施会員に対して、月毎に当月末までに完了（発注者が業務実施会員から当該会員業務に係る成果物の引渡しを受け、又は役務の提供を受けたことをいう。以下同じ。）した会員業務に係る会員業務委託料を支払うものとする。

2 業務実施会員は、会員業務委託料の請求及び受領をセンターに委託するものとする。この場合において、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第4条に規定する支払期日の適用については、センターが会員の委託を受けて会員業務委託料を受領した日を発注者から業務実施会員に対する報酬の支払日とみなす。

3 センターは、会員業務が完了（月毎の完了をいう。）し、発注者が会員業務の完了を確認したときは、当該完了の確認の日から1か月以内に、発注者に対し請求書を発行する。

4 発注者は、前項の規定による請求の日から30日以内に、会員業務委託料をセンターが指定する口座へ振り込む方法により、又は現金で支払うものとする。

5 前項の会員業務委託料の支払期日は、第3項に規定する会員業務の完了の日から起算して60日以内の期間内でなければならない。

- 6 第4項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。ただし、センターが手数料等を自ら負担すべきものとしてあらかじめ定めたものにあっては、この限りでない。
- 7 一つの会員業務に係る業務実施会員が複数人である場合における各業務実施会員の会員業務委託料の額は、各業務実施会員が行った業務の割合その他業務実施会員が負担した材料費等の額に応じてセンターが定める計算方法によって定める額とする。

(センターによる立替払)

第5条 センターが発注者に対して会員業務委託料の請求を行った日から相当の期間が経過したにもかかわらず発注者から支払が行われないときその他発注者からの支払前において会員業務委託料の支払をする必要があるときは、センターは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、業務実施会員に対して会員業務委託料に相当する額を支払うことができる。

- 2 センターは、前項の規定により業務実施会員に対し会員業務委託料を支払ったときは、発注者に対して求償権を行使するものとする。

(会員業務の実施における責務等)

第6条 業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって業務を実施するものとする。また、発注者の信用を害し、又は発注者が顧客からの苦情等を受けることがないように注意しなければならない。

- 2 センターは、業務実施会員に対して、会員業務を安全に行うために必要な教育を行うものとし、業務実施会員はこれを受ける責務を負う。
- 3 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、生命、身体等の安全を確保しつつ安全かつ適正に就業することができるよう、必要な配慮を行うものとする。
- 4 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員に対して指揮命令を行うことができない。

(費用の負担等)

第7条 会員業務の実施のために必要な機械、器具、原材料等は、業務実施会員が用意するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務実施会員は、有償又は無償により、発注者から会員業務の実施のために必要な機械、器具等の貸与を受け、又は原材料等の提供を受けることができるものとする。
- 3 業務実施会員は、前項の規定により発注者から機械、器具等の貸与を受けたときは、当該機械、器具等を善良な管理者の注意をもって管理し、及び使用するものとする。
- 4 発注者及びセンターは、第2項の規定により発注者が会員に対して機械、器具等を貸与し、又は原材料等の提供を行ったときは、その対価の相当額について、会員業務委託料において相殺することができる。
- 5 第1項及び第2項の規定は、有償又は無償により、業務実施会員がセンターから会員業務の実施のために必要な機械、器具等の貸与を受け、又は原材料等の提供を受けることを妨げない。
- 6 第3項の規定は、前項の規定により会員がセンターから機械、器具等の貸与を受けた場合について準用する。
- 7 発注者及びセンターは、第5項の規定によりセンターが会員に対して機械、器具等を貸与し、又は原材料等の提供を行ったときは、その対価の相当額について、無償の場合はセンター業務委

託料（焼津市シルバー人材センター利用規約（以下「利用規約」という。）第5条のセンター業務委託料をいう。）、有償の場合は会員業務委託料において相殺することができる。

（代替会員による履行）

第8条 業務実施会員は、健康状態その他の理由により会員業務を実施することができなくなったときは、速やかにその旨をセンターに申し出るものとする。

2 センターは、前項の規定により業務実施会員から申し出があった場合その他特別の事情が生じた場合において、当該会員による会員業務の実施が困難と認められ、かつ、当該会員業務を完遂させることができないと認めるときは、速やかに、当該会員以外の業務実施会員（以下「代替会員」という。）を選定して会員業務を完遂させるものとする。

3 第3条の規定は、前項の規定による代替会員の同意等において準用する。

4 第4条第7項の規定は、第2項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させた場合における会員業務委託料の額について準用する。

（契約不適合責任）

第9条 業務実施会員が発注者に引き渡した成果物又は提供した役務の内容が第2条の規定により定めた契約内容（第3条第5項の規定による変更内容を含む。）に適合しないものであるときは、発注者は、センターを通じて業務実施会員に対して追完を請求することができるものとする。ただし、当該不適合が業務実施会員の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 センターは、前項の規定により発注者から追完の請求があった場合において、相当と認めるときは、当該業務実施会員をして、又は代替会員若しくは会員以外の者であってセンターが適當と認めて業務を行わせる者（以下「代替会員等」という。）を選定して会員業務を完遂させるものとする。

3 第3条及び前条第4項の規定は、前項の規定によりセンターが代替会員等を選定して会員業務を完遂させる場合について準用する。

4 前2項の規定にかかわらず、会員業務を完遂することが困難と認められる場合は、発注者とセンターとの合意により、契約不適合の内容に応じて会員業務委託料の額を減額することができる。この場合において、センターは、速やかに、当該減額した額を当該業務実施会員に対して通知するものとする。

（利用契約の終了等による会員業務の終了）

第10条 発注者とセンターとの間における利用契約（利用規約第1条の利用契約をいう。以下同じ。）が期間の満了により終了し、又は発注者とセンターとの合意により解約され、若しくは発注者若しくはセンターのいずれかから解除されたときは、当該会員業務に係る請負契約又は準委任契約は、利用契約の失効と同時に失効する。

2 前項の場合において、利用契約が利用契約の期間満了前に失効するときは、センターは、速やかに、その旨を業務実施会員（当該利用契約の終了等の際現に会員業務を行っている者に限る。次項において同じ。）に通知するものとする。

3 前項の場合においては、発注者は、当該業務実施会員が既に行った業務の割合に応じた額として発注者とセンターが別途合意により定める額及び当該業務実施会員が会員業務の実施のために負担した費用に相当する額の会員業務委託料を当該業務実施会員に対して支払うものとする。

4 第4条及び第5条の規定は、前項の規定による会員業務委託料について準用する。

(著作権の帰属等)

第11条 会員業務の実施により発生する著作権は、業務実施会員に帰属するものとする。

2 前項の規定は、会員業務の実施により発生した著作権を発注者に譲渡することについて発注者とセンターが別途合意し、かつ、その旨会員の同意を得ることにより当該著作権を発注者に譲渡することを妨げない。

(再委託、権利義務の移転の禁止)

第12条 業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務を第三者に再委託してはならない。

2 前条第2項及び前項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり取得する権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならない。

3 第1項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり負う義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

(守秘義務、個人情報管理)

第13条 業務実施会員は、正当な理由がなく、会員業務の実施を通じて知り得た発注者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて取得した発注者又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3 発注者は、業務実施会員の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

4 前3項の規定は、会員業務の終了後においても、なお効力を有するものとする。

(個人情報取扱業務に係る特記事項)

第14条 会員業務が個人情報の取扱いに係る業務である場合においては、別記に掲げる「個人情報取扱特記事項」が当該会員業務に係る請負契約又は準委任契約の合意内容の一部となるものとする。

(損害賠償)

第15条 発注者及び業務実施会員は、会員業務の実施に関し、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2 前項の規定により発注者が業務実施会員に対して損害賠償の請求を行う場合は、発注者は、センターを通じて行うものとする。

3 業務実施会員は、第三者から損害賠償の請求を受けたときは、速やかに、その旨をセンターに通知するものとする。

4 センターは、第2項の規定により損害賠償の請求を受け、又は前項の規定により損害賠償の請求の通知を受けた場合において、相当と認めるときは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行うものとする。

5 センターは、前項の規定により発注者又は第三者に対して損害賠償金を支払った場合においては、センターが加入する損害保険により補填される額、業務実施会員の過失の度等を斟酌して相当と認める額を業務実施会員に対して求償するものとする。

(契約の解除等)

第 16 条 発注者又は業務実施会員が次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれ相手方に対し何らの予告なしに、直ちに契約（第 3 条第 2 項の規定による請負契約又は準委任契約をいう。以下同じ。）を解除できるものとする。

- (1) この契約に定める重要な事項に違反し、又は著しく履行を怠ったとき。
  - (2) 支払停止又は支払不能状態に至ったとき。
  - (3) 財産上の信用に関わる差押え、仮差押え若しくは仮処分を受け、又は競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
  - (4) 破産、民事再生、会社整理、会社更生等の申立てがあったとき。
  - (5) 営業・事業を廃止し、又は清算に入ったとき。
  - (6) 監督官庁により事業停止処分又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき。
  - (7) その他発注者又は業務実施会員の責めに帰すべき事由の発生により契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき。
- 2 前項の規定による契約の解除は、書面又は電磁的方法により、発注者又は業務実施会員がセンターへ通知し、センターがその相手方へ通知することにより行うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第 17 条 業務実施会員は、発注者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、又は次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、何らの催告を要せず、契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
  - (5) その他役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 発注者及び業務実施会員は、相手方が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 前 2 項の規定による契約の解除は、書面又は電磁的方法により、発注者又は業務実施会員がセンターへ通知し、センターがその相手方へ通知することにより行うものとする。
- 4 第 1 項又は第 2 項の規定により契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じ

る損害について、その相手方に対して一切の請求を行うことができない。

## 附 則

令和7年4月1日制定

令和7年12月12日改定

### 別記（第14条関係）

#### 個人情報取扱特記事項

##### 1 個人情報保護の基本原則

業務実施会員は、個人情報の取扱いに係る受託業務（以下「個人情報取扱業務」という。）を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

##### 2 秘密の保持

業務実施会員は、個人情報取扱業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該個人情報取扱業務に係る契約（以下単に「契約」という。）の目的以外の目的に使用してはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

##### 3 適切な安全管理

業務実施会員は、契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また、個人情報の漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

##### 4 再委託に伴う措置

業務実施会員は、発注者からの事前の承諾を得て会員業務を第三者に再委託する場合においては、発注者との協議に基づき、再委託先への必要かつ適切な監督を行うものとする。

##### 5 収集の制限

業務実施会員は、契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、個人情報取扱業務の目的を達成するために必要最小限の範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

##### 6 利用及び提供の制限

業務実施会員は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報取扱業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

##### 7 複写、複製の禁止

業務実施会員は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

##### 8 安全管理の確認

発注者は、業務実施会員が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認するものとし、必要と認めたときは、業務実施会員に対し個人情報の取り扱い状況について

報告若しくは資料の提出を求め、若しくは業務実施会員が個人情報を取り扱う場所で当該取扱状況を検査し、又は個人情報取扱業務に係る個人情報の秘匿性、内容、量等に応じて、業務実施会員における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について実地検査により確認することができる。

#### 9 改善の指示

発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、業務実施会員において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、業務実施会員に対し、その理由を通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

#### 10 廃棄等

業務実施会員は、個人情報取扱業務に係る個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去をしなければならない。廃棄の場合は記録媒体を物理的に破壊する等、消去の場合は個人情報の秘匿性等に応じてデータ消去用ソフトウェアを使用する等により、当該個人情報が判読又は復元できないよう確実に処理し、その記録を保管するものとする。

#### 11 事故発生時における報告

業務実施会員は、契約に基づく個人情報の取扱いに関し、関係法令、契約又はこの特記事項に違反する事態が生じ、又はそのおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### 12 違反した場合の措置

発注者は、業務実施会員が関係法令、契約又はこの特記事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

#### 13 連絡調整

この特記事項に基づく発注者と業務実施会員との間における要請、協議、報告その他の行為に係る連絡調整は、センターを通じて行うものとする。